

韓国における子ども・若者の自殺対策に関する調査研究

研究協力者	吉野さやか	自殺総合対策推進センター
研究協力者	朴 恵善	自殺総合対策推進センター
研究協力者	堀口泰代	自殺総合対策推進センター
研究代表者	本橋 豊	自殺総合対策推進センター

研究要旨

【背景】子ども・若者の自殺対策において、児童生徒が一日の半分以上の時間を過ごす学校を中心とした取組は重要である。韓国では、学校や教育行政を所管する教育庁が、青少年に対する相談支援体制の整備と、学校を中心とした自殺予防教育プログラムの実施等、子ども・若者の自殺対策の推進に大きな役割を果たしている。本研究は、日本における子ども・若者の自殺対策に対して有用な示唆を得ることを目的とする。

【方法】2019年10月に、自殺総合対策推進センターの調査団は、韓国における広域行政区の教育庁の中で最大規模の京畿道教育庁を視察訪問し、聞き取り調査を実施した。

【結果と考察】京畿道教育庁では、児童生徒への相談支援等に関して、外部の相談支援専門機関との日常的な連携・協力体制を構築していること、韓国ではWeeプロジェクトにより青少年に対するセーフティネットワークを全国的に構築していること、学校において死の準備教育を実施するとともに、子どもやその保護者、教員に対する新しい教育プログラムの開発と普及を行っていることなどの先進的な取組の実態について明らかとなった。また、韓国では子ども・若者の自傷やメディアの不適切な利用に関する課題が社会問題となっている状況も明らかとなった。本調査で得られた知見は、日本における子ども・若者の自殺対策の推進に寄与するものと考えられた。

A. 研究目的

日本の2018年の自殺死亡率は、人口10万人あたり16.5であり、自殺統計を開始した1978年以降最小となった。近年では、2003年の27.0をピークとして徐々に低下を続けているものの、年齢階級別にみると30歳代以下の低下率は、40歳代以上に比べて小さい。また10歳から39歳までの各年代の死因の第1位は自殺であり、その死亡率も他の先進国（G7）などに比較して高く、日本の子ども・若者の自殺に関する現状は依然として深刻な状況にある[1]。

子ども・若者の自殺対策において、児童生徒が一日の半分以上の時間を過ごす学校を中心とした取組は重要である。日本の子ども・若者の自殺対策として、学校教育の場における「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」（以下、「SOSの出し方に関する教育」という。）が全国的に推進されている[2]。SOSの出し方に関する教育は、2016年4月に改正された自殺対策基本法に明記されたプロジェクトである。2017年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助

けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する」ことが示された。自殺に対する特別な知識を教えるものではなく、生きることの包括的な支援を行うことを目的として行われている。小学校児童や中学校・高等学校生徒を主な対象とし、信頼できる大人を身近に見つけることの大切さを伝え、日常生活上の困難に直面したときに、信頼できる大人に支援を求める習慣を身につけることを目標としている。授業や演習を通して、自尊感情の涵養と命の大切さについて理解し、困ったときは周囲に助けを求めても良いと知ることを主眼としたプログラムである [3、4]。

一方、大韓民国（以降、「韓国」という。）の2018年の自殺死亡率は、人口10万人あたり24.6（2016年）とOECD加盟国の中で最も高く [5]、早急な対策が求められている。特に自殺者の低年齢化が徐々に進んでおり、小学生の自殺の件数も増加している。子どもなどの低年齢者における自殺は、その友人だけでなく、保護者に与える心理的影響も大きいと、学校の友人などの子どもを対象とした支援プログラムの他、大人の保護者向けのプログラムも重要である。さらに、自傷行為を含めた自殺未遂の件数や、異なる文化的背景を持つ子どもたちの自殺も増加傾向にあるため、より包括的な支援が求められている。

子ども・若者の自殺対策として、韓国では、学校不適応に関する問題が顕在化してきたことを背景に、児童生徒への相談支援や予防教育の在り方が議論されてきた。その結果、2008年5月に、李明博大統領直属のプロジェクトとして「学校安全マネジメントシステムの構築」が選定され、同年から学校不適応の児童生徒の予防や支援を総合的に行うWeeプロジェクトが立ち上げられた。このプロジェクトは、青少年への相談支援を包括的な観点で行うものであり、その理念は日本の自殺対策にも通じる取組であると考えられる。

自殺総合対策推進センターは、韓国における青

少年の相談支援体制や学校における新たな教育プログラムについて最新の情報を収集するため、韓国の行政区の1つである京畿道の教育庁にて、視察及び聞き取り調査を実施した。京畿道教育庁は、子どもや保護者、教員を対象とした教育プログラムを多く実施しており、日本の子ども・若者の自殺対策において参考にすべき点があると考えられる。本研究の目的は、京畿道教育庁における取組の実態を明らかにし、日本における子ども・若者の自殺対策への含意について検討することである。なお、本研究の詳細は、「自殺総合政策研究」第2巻第1号に掲載された。

B. 研究方法

2019年10月に、自殺総合対策推進センターの調査団は、韓国水原市の京畿道教育庁を訪問し、学生危機支援センター長のA氏に聞き取り調査を実施した。調査を実施する際には、口頭でインフォームド・コンセントを得た。

主な調査項目を、京畿道教育庁の概要、青少年への相談支援体制、Weeプロジェクト、学校における自殺対策の教育プログラム、自殺対策におけるメディアに関する課題などとした。

（倫理面への配慮）

研究倫理に関して、本研究は団体の取組内容についての調査であり、人を対象とした研究ではなく、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の対象外であると判断した。

C. 研究結果

（1）京畿道教育庁の概要

韓国北西部の広域行政区である京畿道は、全国の27%の学生を抱え、教育公務員は約5万人おり、韓国の中でも学校、学生、教員の多い区域である。京畿道教育庁は、道庁所在地の水原市にあり、約60名のスタッフがいる。2014年より4つの部署が設けられ、学校を取り巻く様々な問題に対して先進的な教育プログラムやマニュアルなどを開発している。教育庁の中で、特に学校や家庭を取り巻く諸問題、児童虐待、自殺などの対応

を行っている部署が、学生危機支援センターである。学生危機支援センターには総勢 8 名のスタッフがおり、京畿道内の自殺対策を指揮し、学校における教育プログラムを積極的に推進している。

京畿道教育庁は、1956 年に設立され、現在、京畿道内にある幼稚園（約 2,200 校）、小学校（約 1280 校）、中学校（約 630 校）、高校（約 470 校）をすべて管轄している（大学は教育府の管轄となるため含まれない）。庁内には精神保健の専門的・技術的な業務を担う部署は設けず、必要な場合には、常に外部の専門機関と連携できる体制を整えている。主な連携先は 4 種類ある。第 1 の連携先は警察署であり、たとえば自殺の危険が高いまたは自殺が起きた際の緊急対応において協力している。第 2 の連携先は青少年相談福祉センターであり、児童生徒に関する学校や家庭、地域における諸問題への対応チームを置き、密に連携をとっている。第 3 の連携先は精神保健福祉センターであり、主に学校教育場面で生じる精神保健福祉に関する問題について連携している。第 4 の連携先は健康家庭支援センターであり、児童生徒を取り巻く家庭の問題について扱う場合に連携している。京畿道教育庁は、児童生徒の支援体制を強化するために、京畿道内にとどまらず全国の関係機関と連携しており、公的機関と民間が共に協力体制を築くべく尽力している。

(2) 児童生徒への相談支援体制

京畿道教育庁内に、2016 年に青少年センターが設立された。青少年センターの主な業務は、児童生徒の危機対応と支援である。児童生徒に対する相談支援を実施し、学校を取り巻く諸問題に関する予防教育に取り組んでいる他、自殺が起きてしまった際の事後介入等も行っている。青少年センターは、当初は学校における暴力の増加に対する相談支援機関として、学校外に設置された。その後、児童生徒の相談支援体制を強化するにあたり、必要に応じて学校内にも青少年センターが設置されるようになり、さらには相談士、社会福祉士、専門相談士なども配置されるようになった。

京畿道に相談士は約 1,700 人おり、児童生徒の

相談を受ける専門相談士が約 1,300 人、相談士の資格を持った支援員が約 300 人である。専門相談士は公務員であり、国家試験合格後、教育庁により採用され、学校機関に配属される。専門相談士は、全員が常勤職員として採用されるため、学校内における児童生徒の相談にいつでも応じることができるという強みもある。

2019 年 3 月 1 日以降は、教育福祉に関する課題にさらに対応できるように青少年センターの体制が一層強化された。教育福祉士の資格を持った人材が約 130 人配置され、子どもたちの心理支援の他、学校と家庭をつなぐ役割を担う。児童虐待に関する問題も扱い、虐待を受けたことが心の傷となって将来的に自殺へとつながることを防ぐため、被害者のトラウマ支援を含む様々な活動を行っている。上述したように、青少年センターは、現在では、学校を取り巻くあらゆる問題に対する総合支援を実施している。

また、2016 年頃から、児童生徒の心理的危機への対応と支援の事業の中で、とりわけ自傷行為の問題が深刻化しており、京畿道教育庁では、自傷行為への対応を担う専門職員を配置している。自傷行為発生後の支援としては、本人の家庭を訪問する相談支援プログラムや、児童生徒と日常的に接する担任教諭のためのプログラム（自傷行為を行った児童生徒への対応についての研修など）を提供している。

さらに、学校において自殺が起きてしまった際の事後介入のために、京畿道教育庁では、専門員が 24 時間待機する体制を整えている。専門員は、教員の対応方法や子どもたちの模倣自殺を防ぐ役割などを担う。これらの介入は、青少年の相談福祉支援センターと連携して実施している。

(3) 京畿道における Wee プロジェクト

Wee とは、「We」、「Education」、「Emotion」の頭文字をとった造語である。Wee プロジェクトは 3 層のセーフティネットで構成されている。すなわち、学校に設置されている Wee class、教育庁に設置されている Wee center、広域市・道教育庁に設置されている Wee school である。

Wee class は、第一次支援機関として位置づけられ、日本における相談室の役割を果たす学校カウンセリングセンターである。相談士の資格を持った教師が対応し、学業不振、対人関係、いじめ、校内暴力、非行などの早期予防と支援を主とした学校内における様々な問題に対応している。

Wee center は、第二次支援機関として位置づけられ、児童生徒のカウンセリング機関の役割をもち、学校における対応が困難な事例を扱う。より専門的な対応が必要な児童生徒に向けた相談支援機関として、専門の相談士が継続的に対応する。家庭型と病院型の大きく 2 種類があり、病院型では精神科治療も担う。

Wee school は、第三次支援機関としての役割を担う。学校や教育庁から依頼を受け、より深刻な状態にある児童生徒に対応する相談支援機関としての機能を持つ。6 か月間の長期支援を実施しており、寄宿型施設を利用した全寮制と通学制がある。

Wee プロジェクトの 3 層のいずれにおいても、家庭や地域との連携が重視されており、官民一丸となって、韓国全土における児童生徒の安全対策に関する全国的なネットワークを確立すべく取り組んでいる。

(4) 学校における死の準備教育

学校における自殺対策教育として、年に 1 回、小学校では 1 回につき 2 コマ、中学校及び高校では 1 回につき 4 コマの時間数が、標準的に設けられている。京畿道教育庁では、小・中・高校の各発達段階に応じて自殺予防教育プログラムを実施している。プログラムの多くは、苦痛を回避するために自殺を選択してしまう子どもたちがいるという現状を知り、生きることと死ぬことに関して洞察することから始まる。以前はゲートキーパー養成をテーマとしたプログラムが実施されることが多かったが、現在は、死を準備するための教育を行うことを主眼とし、子どもたちが死についてオープンに話すための死の準備教育プログラムが実施されている。

死の準備教育プログラムは、子どもたちが自殺

についてどのように考えているのかという観点から開発されたプログラムである。最初に、子どもたち自身が死に関する自分の経験を共有する。すなわち身近な人や動物の死について取り上げ、どのような経験をして、その際にどのような感情が伴ったかについて話し合う。次に、自分自身が考える死というものについて話し合う。死とはどのようなものか、死そのものの意味について議論していく。さらに、教師が経験した死について子どもたちと共有するとともに、死とは、自分だけ、子どもまたは大人だけが経験するものではなく、皆が経験するものであるというメッセージを伝える。

本プログラムでは、死の経験が正しいか否かを議論することはしない。また、望ましい死や希望する死のあり方などについても取り上げない。あくまでも人間が必ず迎える死というものについて、その意義や意味を考えること、また、死に伴う感情について共有し、誰もがいつかは死を迎えるという人生をどのように生きていきたいかについて話し合うプログラムとなっている。

死の準備教育プログラム以外にも、京畿道教育庁では自殺対策に関するプログラムを多数開発・実施しており、要請があれば京畿道外の地域への出張講演なども行っている。

D. 考察

京畿道教育庁への視察及び聞き取り調査の結果を踏まえ、日本における子ども・若者の自殺対策について考察する。

京畿道教育庁は、管轄する地域の学校や教育行政を所轄する機関であり、精神保健の専門的・技術的な業務を担う部署を設置していない。そのため、常に外部の専門機関と連携できる体制を整えているとのことであった。人と人とのネットワークを構築するには、担当者間の情報共有が不可欠である。例えば、最近の日本の虐待事例では、学校と児童相談所、家庭と児童相談所、転出・転入先の児童相談所間などにおける相互の連携のあり方について問題点が指摘されている。京畿道教

育庁では、関連する各機関の担当者が共に研修を受講し、プログラム開発時の情報共有、地域別の危機支援協議会などを行うことで、日常的に連携・協力体制の強化を図っており、我が国にとっても参考となる点があると考えられる。

また、学校における相談支援体制として、韓国ではすべての専門相談士が常勤職員であるため、いつでも児童生徒の相談に応じることができるという強みがある。一方、日本のスクールカウンセラーは非常勤職員であるため、週あたりの在勤日数が限られている。このような日本の状況と比べると、韓国の専門相談士の状況は利点が大いと思われる。

韓国における相談支援体制に関して考慮すべき課題のひとつとして、相談士に対する支援が挙げられるだろう。相談支援機関の業務は多く、激務であるがゆえに、高い専門性を持った人材が定着しないなどの問題がある。相談士の支援、働き方、専門的知識と資格を持った人材の育成などについて、早急な対応が求められる。

京畿道教育庁では、社会全体で子ども・若者の自殺を取り巻く問題に対処すべく、教員と児童生徒が各々の職務や勉学を全うし、学校が安定した環境となるための取組を実施している。学校における自殺対策に関する教育プログラムのひとつとして、死の準備教育プログラムを実施しているとのことであった。死の準備教育は、人間が必ず迎える死というものについて、その意義や意味を考えること、また、死に伴う感情について共有し、誰もがいつかは死を迎えるという人生をどのように生きていきたいかについて話し合うプログラムとのことであった。死の準備教育プログラム以外にも、京畿道教育庁では自殺対策に関するプログラムを多数開発・実施しており、京畿道外の地域へ出張講演なども行うことで、教育プログラムの普及と推進にも努めている。

日本における自殺対策に関する教育プログラムには、SOS の出し方に関する教育がある。SOS の出し方に関する教育は、自殺に関する特別な知識を教えるものではなく、生きることの包括的な

支援を行うことを目的としている。求められる観点は5つあり、1) 専門家だけではなく社会全体で子どもを取り巻く問題にアプローチしていくこと、2) 学校と地域が実質的な連携を強化すること、3) うつ病などの精神医学モデルから脱却し、ヘルスプロモーションの理念に基づいて子どもたちが SOS を出すためのスキルを身に付けられること、4) 子どもたちの自尊感情を高めること、5) すべての学校で授業が実施できるような簡便性と具体的な教育内容を提供することである。また、授業を通して子どもたちに伝えるべき主なメッセージは2つある。1つ目は、自尊感情の涵養と命の大切さについて理解すること、2つ目は、困ったときは周囲に助けを求めて良いということを知ることである。

日本の子どもたちが持つ自尊感情は、国際的にみても低いことがわかっており、内閣府の「令和元年度 子供・若者白書」の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成30年度）によると、日本の若者は諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していたり、自分に長所があると感じていたりする者の割合が、7か国（日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）の中で最も低かった。以上のような日本の若者の現状を踏まえると、SOS の出し方に関する教育は、自他の命や自身を大切にすることを明確に打ち出した内容として構成されており、子ども・若者の自殺対策のひとつとして重要であると考えられる。韓国における死の準備教育プログラムも、自他の命の大切さについて考え、生きることを包括的に支援しようとしたプログラムであり、全国的な普及と推進など参考にすべき点が多くあるだろう。

E. 結論

京畿道教育庁への訪問調査によって、相談支援専門機関と日常的に連携・協力し、児童生徒への相談支援等の体制を強化していること、韓国では全国的に Wee プロジェクトにより青少年に対するセーフティネットワークを構築しているこ

と、学校において死の準備教育を実施するとともに、子どもやその保護者、教員に対する教育プログラムの開発と普及を行っていることなどの先進的な取組の実態が明らかとなった。京畿道教育庁では、学校を中心とした自殺予防教育プログラムを多く打ち出しており、社会の中の学校という位置づけによる包括的な支援に取り組んでいた。子ども・若者の自殺対策を推進するにあたって、学校現場における取組は重要である。韓国における関係機関との連携を重視した相談支援体制は、日本における子ども・若者の自殺対策においても有効であると考えられた。

謝辞 京畿道教育庁学生危機支援センター長のアン・ヘヨン氏には、貴重なお時間を割いて頂きました。心より感謝申し上げます。

付記 開示すべき COI 状態はない。

(参考文献)

- 1) 厚生労働省. 令和元年版自殺対策白書. 東京, 厚生労働省, 2019.
- 2) 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～. 2017. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_u_h290725.html (2019年9月30日閲覧)
- 3) 金子善博, 井門正美, 馬場優子, 他. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育: 全国展開に向けての 3 つの実践モデル. 自殺総合政策研究 2018, 1 (1). 1-47.
- 4) 本橋豊, 金子善博, 田中元基, 他. 学校における自殺対策教育のエビデンス—海外のプログラムと SOS の出し方に関する教育の比較—. 自殺総合政策研究 2018, 1 (2). 12-13.
- 5) Organisation for Economic Co-operation and Development. Suicide rates. c2018. <https://data.oecd.org/healthstat/suicide-rates.htm> (2019年9月30日閲覧)

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

吉野さやか、朴恵善、堀口泰代、本橋豊: 韓国京畿道教育庁における子ども・若者の自殺対策に関する調査. 自殺総合政策研究、2 (1)、47-53、2020.

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし